

2016年9月26日

## 2016年9月定例会 一般質問

民進党・県政クラブの田辺一城です。通告に従い、政務調査に基づき、一般質問をさせていただきます。今回は、障がい者の皆さんが身近な地域で働くための就業支援や日常生活の支援を行っている「障害者就業・生活支援センター」について、制度上の課題を提起し、知事に具体的な対応を求めたいと思います。また、朝食を欠いた子どもの割合が年々増加する傾向に歯止めをかけられていない本県の実態を改善するため、次期総合計画のあり方も含めて教育長に質しますので、よろしく願いいたします。

### <障がい者の就業・生活支援体制の充実・強化>

近年、民間企業が雇用する障がい者の数は年々増加傾向にあります。本県における平成27年の障がい者雇用者数は1万4294人と、5年前の平成23年の1万1105人から3189人増えています。これに伴い、障がい者の雇用率も同じ5年間で1.63%から1.88%に増加しており、法定雇用率の2.0%には達していないという課題はあるものの、上昇傾向にあります。

雇用された障がい者を障がい別に見ると、特に急増しているのが、精神障がい者の数で、5年間で約4倍の1017人となっています。また、知的障がい者の数も約1.5倍の2529.5人に上っています。

福岡県内には障害保健福祉圏域別に13の障害者就業・生活支援センターがあります。今月、センターを運営する社会福祉法人の方々から話を聞くことができました。そこでは、「センターで受ける相談がどんどん増えている。その内容も、就業支援や生活支援の当初想定されたものにとどまらず、精神障がいや知的障がい、発達障がいの様々な側面に及び、質的にも多様化している。センターとしてはどんな内容でも相談されたら対応しなければならないと思って運営しているが、現行制度に従った財政面の制約に基づく職員数などの体制では、正直に言って、全てにきめ細かく対応するのが困難」というものでした。

障害者就業・生活支援センターは、14年前の平成14年5月に全国で事業が始ま

りました。就業面においては、就職に向けた準備や就職活動の支援、職場定着に向けた支援、また事業所に対して個々の障がい特性を踏まえた雇用管理についての助言などを業務とし、生活面では、生活習慣の形成や健康管理、金銭管理といった日常生活、住まいや年金などの地域生活に関する助言を行っています。

この制度の最大の目的は、いま挙げたような就業と生活について一体的かつ総合的な支援を実現することにあります。ところが、先に示したように、センターを運営する現場では、相談の量的な増加と質的な変化に直面し、14年前に設計された制度のままでは、国や県が求める十分なサービスを障がい者の方々に提供することが難しくなっています。

そこで、詳しく調べると、同じひとつのセンターが一体的・総合的に運営する前提なのに、就業支援と生活支援で、事業の委託主体が異なることが分かりました。就業支援については、厚生労働省の福岡労働局がセンターに委託し、生活支援については、本県が委託しています。委託の主体が異なるということは、つまり財源も異なります。福岡労働局が委託主体の就業支援は旧労働省の職業安定局が財政を100%負担し、本県が委託主体の生活支援は旧厚生省の社会・援護局と本県が2分の1ずつ財政を負担しています。

そのうえで、就業支援と生活支援について、事業委託の予算額を見ると、職業安定局の財政負担が100%の就業支援は平成24年度が42億5300万円だったところ、今年度は75億3700万円と年々増加しています。

その一方で、社会・援護局と県が2分の1ずつ財政負担する生活支援の予算額は、ピークだった平成24年度の約10億5400万円から今年度は約6億9800万円と大幅に減少していました。これを、本県において、ひとつのセンターの職員1人あたりの年間委託費で見ると、平成24年度の529万円から平成27年度以降は470万900円と約60万円もの減少となっており、センターを運営する法人によっては、人件費や事務費などの運営総額が委託費を超過する「赤字」状態となり、法人の繰り入れによって事業を成り立たせる事態が生じています。つまり、本来、国や県が全ての財政負担に責任を負い、法人に負担させないという制度上の大前提が崩壊していることを意味しています。

現場では、第一に、生活支援の予算額が減少していることによって思うような運営ができなくなっていること、第二に、生活支援の予算額が減少しているならば就業支援と生活支援の委託費を一体的かつ総合的に運用していきたいのに、委託主体と財

源が旧省庁の縦割りで異なるため、これが不可能とされていることの大きく二点が重大かつ明白な問題として認識されています。これは、制度設計が国によりなされているため、本県だけでなく、全国的な課題と推察されます。

そこで、知事にお聞きします。

第一に、企業などにおける障がい者雇用者数の増加や、精神や知的などの障がい者の就労が進むなど社会状況が大きく変化している中、障害者就業・生活支援センターの果たす役割はますます重要になってきているといえます。福岡県内 13 カ所の障害者就業・生活支援センターにおける近年の相談・支援件数は増加している傾向にあるとみられますが、その推移と今後の見通しについて、知事としてどのように分析・評価しているのか、お聞きします。

第二に、ここまで紹介してきたように、障害者就業・生活支援センターの現場からは、相談件数の増加や内容の多様化について、現状の職員配置などで十分に対応することは困難との声が聞こえてきています。県として、現場が置かれている状況をどのように把握し、認識しているのか、お聞きします。そのうえで、ひとつのセンターなのに、就業支援と生活支援の委託主体が異なることで、一体的な財政運営を阻害している現実と、生活支援の予算額が大幅に減少していることで受託する運営主体が「赤字」を補てんしながら制度を運用している実態について、知事としてどのように受け止めているのか、伺います。

第三に、障害者就業・生活支援センターが、障がい者の就業面と生活面で「一体的かつ総合的な支援」の実施を目指しているのもかかわらず、これが困難となっている実態を踏まえ、知事として全国知事会の間などを通じてこの問題を提起し、解決を図るため、国に対して十分な財源の確保はもちろん、現行制度の改善を求めていくべきだと思いますが、知事の考えをお聞きします。また、国としての制度改善がなされなくとも、ここまで述べてきた課題を解決するため、本県として独自にセンターの運営主体を支援していく必要があると思いますが、知事の考えをお聞きします。

### <朝食を毎日食べる子どもの増加策>

私は今年度、福岡県総合計画審議会の委員として、現行の総合計画を検証し、次期総合計画のあるべき姿を検討していく役割を担い、この間、審議会に参加しています。昨年度の実施状況報告の中で、特に気になったのが、学力の向上にもつながる「食」に関わる施策目標でした。

数値目標を設定した 121 の施策目標の中にある「朝食を毎日食べる児童の割合

(公立学校)は、計画終了の今年度までに 95%を目指すことを目標としていましたが、昨年度(平成 27 年度)で 84.4%と約 10 ポイント下回り、大幅に乖離しています。そのうえ、計画初年度だった平成 24 年度の 86.8%から年々低下してきたの結果であり、極めて厳しい状況といわざるを得ません。

周知のように、朝食と学力の相関関係は既に明らかになっており、平成 27 年度の全国学力・学習状況調査の結果を見ても、朝食を毎日食べている児童・生徒の正答率は、全教科区分において高い傾向にあり、例えば小学校の国語 A では、毎日食べる子どもの正答率が 71.4%のところ、全く食べない子どもは 54.5%と、16.9 ポイントもの開きがあります。

本県の学力向上が思うように進まない実態と、朝食を欠いた子どもが増加している現実に、県民の皆さんも危機感を抱くようになっており、各地で独自に取り組みを始めるケースが出てきています。

古賀市の古賀東中学校では、地域と学校が連携し、子どもの学習習慣と生活習慣の確立・向上を目指し、学校で朝の自習の場を作り、地域のおじさんおばさんや有志の先生が見守り、農家の人たちも巻き込んで朝食を提供する「朝勉&朝弁」を展開しています。3 年前から始まり、自学を希望する生徒たちが、基本的には月曜と水曜、考査直前は毎日、午前 7 時半～8 時 10 分、教科ごとのプリントなどに集中して取り組みます。終了後、生徒たちは地元の農家さんが提供するお米で作られた美味しいおにぎりとスープをいただき、頭も心もすっきり、さわやかな朝が始まります。参加者が多い時は全校生徒の約 3 分の 1 に上り、個々の学力の向上はもちろん、生徒の生活態度の改善にもつながっています。

ある男子生徒は、言葉遣いも荒く、授業態度や清掃活動などに関して指導されることもありましたが、朝勉&朝弁に参加したことで生活習慣が改善され、学年や学級のリーダーとしても行動するようになり、学力も飛躍的に向上しました。生徒は「朝弁でおにぎりを食べると、元気が出て授業に集中でき、朝ご飯の大切さを実感した」と話すようになり、さらに、もともと朝食を摂る習慣のなかった彼の家庭で、彼の生活習慣の改善がきっかけになり、朝食を保護者が用意してくれるようになるという家庭の改善にもつながったといいます。

この取り組みはメディアでも取り上げられ、全国的にも注目されています。今年 1 月の知事のふるさと訪問では、取り組みの中心となっているアーティストの坂崎隆一さんから小川洋知事に直接説明をしていただいたので、知事もその効果効用をよくご存

じだと思えます。

また、県内の NPO 法人には、食生活における自立した子どもを育てる観点から、おにぎりやみそ汁を子どもたち自身が作ることができる「食べる居場所づくり」に取り組み、自活する力を養っている事例もあります。

そこで、教育長にお聞きします。

第一に、現行の福岡県総合計画で数値目標も設定して掲げている「朝食を毎日食べる児童の割合(公立学校)」は、目標とした 95%と現状値の乖離が著しいことに加え、年々減少するという極めて厳しい状況にあります。まずは、その設定の考え方を確認します。そのうえで、5 年間で 95%を達成できなかったこと、様々な施策に取り組みながら年々悪化してしまったことについて、この間の取り組みをどのように総括しているのか、お聞きします。

第二に、次期総合計画における施策目標について伺います。食生活などの生活習慣が子どもの学力に直結している現実を踏まえると、次期総合計画にもしっかりと指標として掲げ、取り組んでいくべきだと思いますが、教育長の考えをお聞きします。

第三に、この間の取り組みの限界は、数値上は全体の 15%ほどに当たる「まさに朝食を子どもに食べさせていない家庭、保護者」へのアプローチが不足し、意識を変えることができなかったことにあると考えます。そして、意識を変えるとは、子どもの朝食の摂取率の向上はもちろん大切ですが、ただ食べればいいのではなく、望ましい食習慣の定着が必要を目指さなければなりません。こうしたことを実現するため、保護者へのマンツーマンのアプローチを、子どもを通じて担任の先生などが図っていく必要があり、新たに実効性ある手法を検討していくべきと考えますが、教育長の考えをお聞きします。加えて、先に示した NPO の活動のように、子どもが早い段階で自活する力を養えるよう、学校と地域が連携して取り組んでいく必要があると考えますが、教育長の考えをお聞きします。

第四に、個々の保護者へのアプローチに加え、「それでも朝食を食べることができない子どもたち」に対しては、地域や学校が連携して、その環境を整備することも重要な責務といえます。この点、先に示した古賀東中学校の「朝勉&朝弁」は、子ども自身の食への意識を高める、これに応じて保護者の食への意識も高めるといふ、食育推進の意味でも理想形のひとつといえます。県教委としてこうした取り組みを広く県内各地の中学校に知ってもらい、それぞれの PTA の中で、学校が PTA の一員として助言、ともに運営していくといった取り組みも必要と思いますが、教育長の考えをお聞きします。